

静岡市通話録音装置等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、通話録音装置及び着信拒否装置等の普及を図り、もって深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防止するため、これらの機器を購入した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、点灯により通知する機能を有する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する65歳以上の者で、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としてない。

- (1) 同一の世帯に過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合
- (2) 規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる機器を購入する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 通話録音装置
- (2) 着信拒否装置
- (3) 通話内容を録音する機能又は迷惑電話の着信を拒否する機能を内蔵する固定電話機

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額とし、5,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、通話録音装置等購入費補助金交付申請書兼実績

報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の購入に係る領収書
- (2) 商品カタログその他の購入した機器の機能が確認できるもの
- (3) 住民票（謄本）の写し
- (4) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要があると認めるもの
(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、通話録音装置等購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 機器を常に良好な状態で維持管理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(請求の手続)

第10条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者は、通話録音装置等購入費補助金請求書（様式第3号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条各号に掲げる条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

通話録音装置等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所
申請者 （ふりがな）
氏名 ⑩
電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市通話録音装置等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 購入実績

種類	<input type="checkbox"/> 通話録音装置 <input type="checkbox"/> 着信拒否装置 <input type="checkbox"/> 通話内容を録音する機能又は迷惑電話の着信を拒否する機能を内蔵する固定電話機		
製品名		製造者名	
購入価格	円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
購入年月日	年 月 日		

3 世帯状況

世帯状況（住民票 上同一世帯の者）	氏名
	氏名
	氏名
	氏名

4 添付書類

- (1) 機器の購入に係る領収書
- (2) 商品カタログその他の購入した機器の機能が確認できるもの
- (3) 住民票（謄本）の写し
- (4) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

通話録音装置等購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった通話録音装置等購入費補助金については、次のとおり交付決定及び確定をしたので、静岡市通話録音装置等購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付年月日 年 月 日

4 交付の条件

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 機器を常に良好な状態で維持管理すること。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

通話録音装置等購入費補助金請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

請求者 （ふりがな）

氏名 ⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定及び確定を受けた補助金について、静岡市通話録音装置等購入費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協

支店・支所

口座番号 普通・当座 No.

口座名義